

■ 府中市議会基本条例 検証シート（市民フォーラム 提出案）

氏名 渡辺 しょう

条文等	取組状況等（取り上げる取り組み内容に客観性を持たせるため、事務局が記載すべき）	議会における進捗・達成状況の検証（いずれかに○）	自由記載
前文	※条例の前提となる文章で、達成度を図るのは馴染まない。評価の対象外		
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外		
第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則） 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。 （2） 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。 （3） 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。 （4） 市政運営を監視及び評価すること。 （5） 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。 （6） 不断の改革を行うこと。		できている あまりできていない その他	不断の改革については、改革するべきところは、様々あるように思う。
（議員の活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		できている あまりできていない その他	会派としても個人としても3条については達成されていると考える。

(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。			
(政治倫理) 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	コンプライアンス研修等を通して倫理についても学習している。
(災害時の議会等の対応) 第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	現状、LINE WORKSのみだが、もう少し工夫の余地があるように思う。
第3章 市民との関係 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	インターネットで議事録の公開がなされている。また個人の議会報告でも市政について報告させていただいている。
(市民と議会との関係) 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	パブコメが実施されているほか、陳情についても慎重な議論がなされている。個人的にも懇談の場は適宜設けているので達成しているといえる。

第4章 市長等との関係 (市長等と議会の関係) 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	市長に対して会派要望を行い政策の助言を行っている。
(質疑等の形式) 第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	
(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
第5章 議会の運営及び体制 (会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	議員間の討議については、一定のルールが必要などの課題があるように思う。

(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。		
(会派) 第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。 3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		できている 一部できている <u>あまりできていない</u> できていない その他	人員が少ないように思う。議会図書館の司書がいれば、活動の幅が広がるように思う。
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。		できている 一部できている あまりできていない <u>できていない</u> その他	図書の蔵書数が少ない。古い資料が多く、新しいものに刷新するべき。
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		<u>できている</u> 一部できている あまりできていない できていない その他	特別職報酬等審議会の意見を参考にさせていただいている。

第6章 補則 (条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		できている あまりできていない その他 部できている できていない	現在、まさに検証作業を行っているといえる。
---	--	--	------------------------------

■ 府中市議会基本条例 検証シート（市民フォーラム 提出案）

稲津 憲護

条文等	取組状況等（取り上げる取組み内容に客観性を持たせるため、事務局が記載すべき）	議会における進捗・達成状況の検証（いずれかに○）	自由記載
前文	※条例の前提となる文章で、達成度を図るのは馴染まない。評価の対象外		
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外		
第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則） 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。 （2） 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。 （3） 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。 （4） 市政運営を監視及び評価すること。 （5） 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。 （6） 不断の改革を行うこと。		できている あまりできていない その他	一部の議員は言論の自由をはきつがえている場面が見受けられ、議会や議会のテーマとは異なったことを発言することもあった。
（議員の活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。			

(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。 (2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	市民の多様な意見の把握については、一部の声のみや議員自身の考えや想いを主張する議員が見受けられる
(政治倫理) 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	令和6年11月に逮捕された事件が起きたことがあり、全ての議員が高い倫理を持つことができなかった。
(災害時の議会等の対応) 第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
第3章 市民との関係 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(市民と議会との関係) 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

第4章 市長等との関係 (市長等と議会の関係) 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	
(質疑等の形式) 第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。		<u>できている</u> 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
第5章 議会の運営及び体制 (会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	

(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。		
(会派) 第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。 3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

第6章 補則 (条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
--	--	--	--

■ 府中市議会基本条例 検証シート（市民フォーラム 提出案）

氏名 前川 浩子

条文等	取組状況等（取り上げる取組み内容に客観性を持たせるため、事務局が記載すべき）	議会における進捗・達成状況の検証（いずれかに○）	自由記載
前文	※条例の前提となる文章で、達成度を図るのは馴染まない。評価の対象外		
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外		
第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則） 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。 （2） 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。 （3） 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。 （4） 市政運営を監視及び評価すること。 （5） 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。 （6） 不断の改革を行うこと。		できている あまりできていない その他	自由な発言と無責任な発言はことなる。活発な議論と無責任な発言は異なる。合議制の機関を理解できているか。予算・決算の質問に制限がかからない等 本市の取り組みは評価するべきところがある。
（議員の活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。			

(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。 (2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	個々によって異なるが当選直後の研修は強化すべき
(政治倫理) 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	品位がなにか分からない議員がいるのは遺憾である。
(災害時の議会等の対応) 第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	議員は地域事情を的確に把握する努力をすべき。
第3章 市民との関係 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	議員一人一人がそれぞれ説明責任を負っているという自覚が必要である。
(市民と議会との関係) 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。		できている あまりできていない その他 一部できている できていない	市民の意見を聴く際に公平公正に市政について情報を出しているか疑わしいことがある。

第4章 市長等との関係 (市長等と議会の関係) 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	監視・評価をするにあたり議会・議員に不断的努力が求められる。
(質疑等の形式) 第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	議員側に調査または学習等を努力せずに市政を批判するようなことが多々見受けられる。非常に残念である。
(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
第5章 議会の運営及び体制 (会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	公平で自由な質疑を中心とした議論の場は保証されていると考える。議員間討議については「相手を言い負かす」手段にならないようにルールが必要かと思う。

(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。		
(会派) 第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。 3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	他市では調査をする際に、議員と共に調査するが、本市でも調査のテクニックを身につけて欲しい。
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	資料が少ない。選書に関して広く意見を聞くべき。
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

第6章 補則 (条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	活発な議論が行えることが必要。
---	--	---	------------------------

■府中市議会基本条例 検証シート（市民フォーラム 提出案）

氏名 にしみや幸一

条文等	取組状況等(取り上げる取り組み内容に客観性を持たせるため、事務局が記載すべき)	議会における進捗・達成状況の検証(いずれかに○)	自由記載
前文	※条例の前提となる文章で、達成度を図るのは馴染まない。評価の対象外		
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外		
第2章 議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。 (2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。 (3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。 (4) 市政運営を監視及び評価すること。 (5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。 (6) 不断の改革を行うこと。	・政治倫理条例及び市議会の個人情報保護条例の制定にあたっては、複数の議案が提出され、活発な議論を経て賛否が決められた(R5①) ・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による議会資料のペーパーレス化を実施(R5①試行実施、R5③本格実施) ・LINEWORKS導入による連絡の効率化・ペーパーレス化を実施(R6③前) ・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化(R6③)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	他市議議会と比較しても、陳情の取り扱いや質疑のルール（他市では、決算審議で「決算の内容を踏まえた次年度以降の方針に関する質問ができない」といったルールを採用している議会も存在する）などを踏まえれば、府中市は活動原則を一定程度満たして運営されていると考える

(議員の活動原則) 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。 (2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。	•毎年1回、様々なテーマの研修会を議長主催で実施	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	個々の議員により、条例内容に関する取り組みにバラつきが見られるのが残念である
(政治倫理) 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	•府中市議会政治倫理条例を制定(R5①) •府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対して、本会議において未提出理由の意見聴取を実施(R5②) •議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施(R6①前) •議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修をすることを議長に依頼することを決定(R6③)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	同上
(災害時の議会等の対応) 第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。	•ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSによる連絡訓練を実施(R5④前)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	議場での防災備品配備など、課題は多い

第3章 市民との関係 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委員会H24②～、特別委員会(予決算を除く)H27臨～、議会運営委員会H30臨～、予算・決算特別委員会H30③～) ・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施(本会議H25②～、委員会R5③～) ・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクアウトによる傍聴にも対応(R30予算から) ・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、視覚に障害がある方の情報収集を円滑化(R4) ・電子採決の導入により個人賛否をより明確化(R5③～) ・議会傍聴において視覚・聴覚に障害のある方のスマホ等で音声反訳アプリ等の使用を許可(R6②～)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	* 議事録を全委員会について公開しており、公開性には問題ないとする * 議会説明会では、「議案に反対した議員も、議案可決理由について、自身の意見ではなく議会の総意として説明しなければならない」ことを、一部の議員がどこまで理解しているか疑問。したがって、議会説明会を開かないことをもって「議会の説明責任を果たしていない」との論には、賛同できない
(市民と議会との関係) 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	・府中市議会政治倫理条例の制定過程で、対面による市民意見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施(R4②～④)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	個々の議員の対応状況は不明なので、「一部できている」とした
第4章 市長等との関係 (市長等と議会の関係) 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望書を全会派の総意で市長に提出(R2臨①) ・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に参画	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	政策の立案は、個々の会派が行っている予算要望活動で、なされている

(質疑等の形式) 第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更(R2②～)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
第5章 議会の運営及び体制 (会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員間討議ルールを申合せ(R5①)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	試行された議員間討議のあり方について、見直す点が多いと考えられる
(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。		

(会派) 第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。 3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	とくに事務局の調査機能を、議会および議員が生かしきれていないと感じる
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース(議会ロビー)に議会図書室を設置(R5③前)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	選書の方法や、審議会・協議会配布資料の配備など、課題は多い
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときに議員報酬停止規定を報酬条例に追加(R5①) ・隔年で府中市特別職報酬等審議会の答申内容の報告を聴取	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	報酬を決める手続きとしては、第三者機関による現在の審議方法で、条例の趣旨を満たしていると考え
第6章 補則 (条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を実施(R5②～)	できている 一部できている あまりできていない できていない その他	今回の検証を踏まえ、今後どうしていくかをまず議論すべきである

■ 府中市議会基本条例 検証シート（市民フォーラム 提出案）

手塚 としひさ

条文等	取組状況等（取り上げる取り組み内容に客観性を持たせるため、事務局が記載すべき）	議会における進捗・達成状況の検証（いずれかに○）	自由記載
前文	※条例の前提となる文章で、達成度を図るのは馴染まない。評価の対象外		
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外		
第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則） 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。 （2） 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。 （3） 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。 （4） 市政運営を監視及び評価すること。 （5） 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。 （6） 不断の改革を行うこと。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
（議員の活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。 （1） 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。			
(政治倫理) 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	
(災害時の議会等の対応) 第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。 2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	
第3章 市民との関係 (議会の公開及び説明責任) 第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。 2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	
(市民と議会との関係) 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。		できている <u>一部できている</u> あまりできていない できていない その他	

第4章 市長等との関係 (市長等と議会の関係) 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(質疑等の形式) 第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議決事項の追加) 第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
第5章 議会の運営及び体制 (会期及び回数) 第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。 2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外		
(討議の原則) 第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。 2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。		
(会派) 第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。 3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実を努め、これを活用する。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		できている 一部できている あまりできていない できていない その他	

第6章 補則 (条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		できている 一部できている できていない あまりできていない できていない その他	
--	--	--	--